

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署に来署いただくなくても手続きができます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続きについては、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、電子政府の総合窓口「e-Gov」から、電子申請の利用が可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、多くの方が利用される労働基準監督署の窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請が直ちに利用できない場合は、郵送による届出・申請も可能です。

届出・申請可能な主な手続

○労働基準法に定められた届出・・・

時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）・就業規則の届出・1年単位の変形労働時間制に関する協定届など

○最低賃金法に定められた申請・・・最低賃金の減額特例許可の申請 など

簡単・スマートに申請可能です

○インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続きができます。

○大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

導入も簡単です

○マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。

* ICカードリーダライタ（マイナンバーカードなどを読み込む機械）などが別途必要です。

○労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

- ホームページは

⇒ e-Gov 検索

を検索してください。

「e-Gov電子申請」をクリック

電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、 e-Gov 事前準備 検索 を検索してください。

【電子申請の事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先】

電子政府利用支援センター 電話：050-3786-2225（050 ビジネスダイヤル）050-3822-3345（ご利用回線により料金が異なります）

* 届出・申請しようとする書面の記載方法等のお問い合わせは、各労働基準監督署へお願いいたします。